

「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえた
「家庭的養護のための愛知県推進計画」の見直しについて

1 経緯

- 「家庭的養護のための愛知県推進計画（以下、「現行計画」と言う。）」は、国がとりまとめた「社会的養護の課題と将来像」（平成 23 年 7 月）に基づき、児童養護施設等の小規模化及び地域分散化等を推進するため、平成 41 年度までの里親や家庭的養護への移行目標を掲げ、平成 27 年 3 月に「あいちはぐみんプラン 2015-2019」の中で策定している。
- 平成 29 年 8 月、国は平成 28 年の児童福祉法の改正の理念を具体化するため、「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直し、「新しい社会的養育ビジョン」をとりまとめた。
- このビジョンにおいて、「社会的養護の課題と将来像」に基づき策定されている都道府県家庭的養護推進計画については、平成 30 年度末までに見直すことが示された。
- 国は平成 29 年度末までに、計画の見直しに当たっての基本的考え方や留意点をまとめた「都道府県計画の見直し要領」（ガイドライン）を発出する予定である。

2 現行計画の見直し

○基本的な考え方

- ① 国が年度内に発出予定の「都道府県計画の見直し要領」（ガイドライン）に基づき、現行計画を全面的に見直し、新たな計画を平成 30 年度中を目途に策定する。

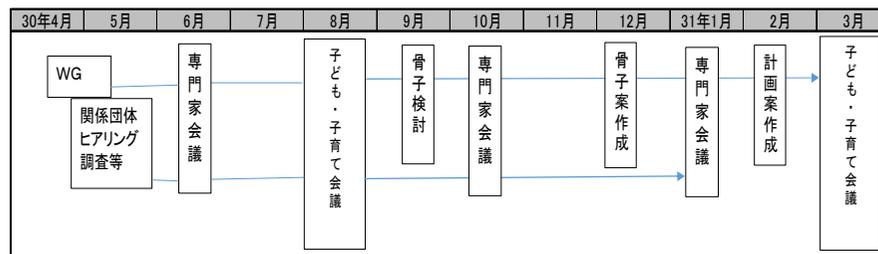
【「都道府県計画の見直し要領（骨子）」における計画記載事項】

- ・ 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- ・ 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
- ・ 各年度における代替養育を必要とする児童数の見込み
- ・ 里親等への委託の推進に向けた取組
- ・ パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- ・ 施設の小規模化・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- ・ 一時保護改革に向けた取組
- ・ 児童相談所の強化等に向けた取組

等

- ② 計画策定に当たっては、現行計画と同様に、子ども・子育て会議の意見を聴く。
- ③ 児童家庭課及び児童相談センター職員によるワーキンググループを設置し、実務的な調整、関係団体等のヒアリングを行うとともに、有識者等による専門家会議を設置し、子ども・子育て会議に提出する計画案の検討作業を行う。

○ スケジュール案



3 その他

「児童虐待防止基本計画（計画期間：27 年度～31 年度）」については、国が平成 30 年度に児童相談所の業務のあり方をとりまとめることとしていることから、その内容等を踏まえる必要があるため、「はぐみんプラン 2015-2019」の改訂に合わせて次期計画を策定する。